

## 指定旧供給地点の指定の解除（中部経済産業局所管分） に対する意見を募集します

本日、中部経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定に基づく指定旧供給地点の指定の解除について、パブリックコメントの受付を開始しました（意見募集期間：10/4～11/2）。

本件は、経過措置として料金等の規制を課している指定旧供給地点の指定の解除に関する意見を募集するものです。

### 1. 意見募集の概要

平成29年4月から始まったガス小売全面自由化に際し、供給地点（旧簡易ガス団地）ごとの事業者のシェア等を踏まえて、一定の基準に達する旧供給地点については、経過措置として料金等の規制を課することとし、改正法附則第28条第5項の規定に基づき、指定旧供給地点として指定しています。

【簡易ガス事業の指定旧供給地点の指定について（平成28年12月26日付け公表）】

[http://www.chubu.meti.go.jp/d71gasuji/sistem/data/shitei-kani\\_press20161226.html](http://www.chubu.meti.go.jp/d71gasuji/sistem/data/shitei-kani_press20161226.html)

この度、改正法附則第28条第1項の義務を負う旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則第4条の規定に基づく報告があり、別添＜参考資料＞の指定旧供給地点について改正法附則第28条第1項に規定する指定の事由がなくなったと認められるため、同条第2項に基づき指定を解除しようとするものです。

### 2. 意見募集期間等

（1）意見募集期間：平成29年10月4日（水）～平成29年11月2日（木）

（2）資料入手方法、意見提出方法については、電子政府の総合窓口（e-Gov）をご参照ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595117081&Mode=0>

### ＜参考資料＞

- ・指定の解除の対象となる中部経済産業局所管の指定旧供給地点一覧

（お問合せ先）

中部経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室長 浅野  
担当：長村

電話：052-951-2820（直通）

<参考資料> 指定の解除の対象となる中部経済産業局所管の指定旧供給地点一覧

通し 番号	事業者名	団地名	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア $\leq$ 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5 $\times$ 1/2 $\leq$ 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者の シェア)に該当するか						備考
					旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	石井燃商株式会社	南濃さくらヶ丘団地	×	77.3%	○	0.0	7.0	0.0000	$\leq$	9.0563	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
2	伊勢米穀企業組合	城田団地	×	54.4%	○	0.8	2.2	0.8000	$\leq$	4.0410	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
3	犬山ガスサービス株式会社	尾張富士グリーン ンハイツ	○	50.0%	○	0.0	0.2	0.0000	$\leq$	0.4000	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
4	犬山ガスサービス株式会社	善師野台	×	55.4%	○	0.0	8.0	0.0000	$\leq$	14.4499	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
5	イワタニ東海株式会社	網代団地	○	49.6%	×	0.0	0.0	0.0000	$\leq$	0.0000	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
6	上野ガス株式会社	伊賀阿山ハイツ	×	71.5%	○	3.2	6.8	3.2000	$\leq$	9.5171	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
7	大垣ガス株式会社	二の宮団地	○	48.4%	○	1.6	2.6	1.6000	$\leq$	5.3667	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
8	ガステックサービス株式会社	金指グリーンタウン	×	60.2%	○	1.6	1.8	1.6000	$\leq$	2.9903	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
9	カニエ JAPAN 株式会社	多治見パナタウ ン	×	67.3%	○	0.0	4.0	0.0000	$\leq$	5.9459	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
10	株式会社ザ・トーカイ	竜洋ひばりヶ丘団地	×	70.6%	○	0.0	4.0	0.0000	$\leq$	5.6667	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
11	新日本ガス株式会社	星ヶ丘団地	×	57.0%	○	0.8	5.2	0.8000	$\leq$	9.1281	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
12	東濃石油株式会社	ガーデンシテイ ー瑞浪学園台	○	46.5%	○	3.2	14.2	3.2000	$\leq$	30.5352	適正な競争関係が確保されていると評価できる。

通し 番号	事業者名	団地名	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア $\leq$ 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5 $\times$ 1/2 $\leq$ 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者の シェア)に該当するか					備考	
					旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
13	東邦液化ガス株式会社	あさけが丘	×	60.3%	○	8.2	10.2	8.2000	$\leq$	16.9221	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
14	東邦液化ガス株式会社	みどり苑	×	67.3%	○	1.0	5.0	1.0000	$\leq$	7.4265	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
15	東邦液化ガス株式会社	羽生ヶ丘団地	×	77.3%	○	3.0	13.0	3.0000	$\leq$	16.8281	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
16	東邦液化ガス株式会社	小森向山苑	×	75.3%	○	0.0	3.0	0.0000	$\leq$	3.9863	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
17	東邦液化ガス株式会社	三交ガーデンタ ウン明星	×	66.0%	○	0.0	4.0	0.0000	$\leq$	6.0612	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
18	名古屋プロパン瓦斯株式会社	つばき台団地	×	57.0%	○	0.0	2.0	0.0000	$\leq$	3.5106	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
19	有限会社マエダガス	天摩団地	×	82.7%	○	0.0	4.0	0.0000	$\leq$	4.8381	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
20	三重交通商事株式会社	太陽の街	×	83.7%	○	4.0	38.0	4.0000	$\leq$	45.4051	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
21	三重コープ産業株式会社	多度住宅	×	64.5%	○	0.0	5.0	0.0000	$\leq$	7.7485	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
22	株式会社ミツウロコ	上地団地	×	64.1%	○	1.6	2.2	1.6000	$\leq$	3.4316	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
23	株式会社ミツウロコ	旭ヶ丘第2団地	×	54.6%	○	4.6	4.2	4.6000	$\leq$	7.6960	適正な競争関係が確保されていると評価できる。